

令和5年度決算

・ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充てるものとする。

(歳入)

・ 地方消費税交付金	176,573千円
内 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	(112,386千円)

(歳出)

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	そ の 他
社 会 福 祉	高 齢 者 福 祉 事 業	213,753	474		52,872	26,900	133,507
	障 害 者 福 祉 事 業	614,767	283,990			77,366	253,411
	重度心身障害者等医療給付事業	21,691	9,935			2,730	9,026
	ひとり親家庭等医療費支給事業	12,325	5,205			1,551	5,569
	子 ども 医 療 給 付 事 業	30,506	10,432			3,839	16,235
合 計		893,042	310,036	0	52,872	112,386	417,748